

藤崎町愛玩動物合葬墓使用申請手続きのながれ

- ① 住民課③の窓口で、藤崎町愛玩動物合葬墓使用申請書等入手し、注意事項等の説明を受ける。
- ② 火葬を実施する。
- ③ 藤崎町愛玩動物合葬墓使用申請、藤崎町愛玩動物合葬墓使用に関する承諾書を記入し、申請手続きを行う。
※申請時に使用料をお支払いいただきます。
※申請時に納骨日の日時を調整し、納骨日を決めます。
- ④ 納骨日時5分程度前に愛玩動物合葬墓前へお越しください。
- ⑤ 住民課職員が、合葬墓の入り口を開けますので、ご家族の方が、骨箱等から納骨室内へ焼骨をお納めください。
- ⑥ 職員は入り口を閉めて退出しますので、ゆっくりとお過ごしください。

【使用上の注意】

- (1) 藤崎町愛玩動物合葬墓使用許可書を納骨時に持参して、職員へ見せてください。
- (2) 許可された「納骨する動物」以外の焼骨を埋蔵することはできません。
- (3) 町では愛玩動物合葬墓に関する祭事を行いません。
- (4) 愛玩動物合葬墓はいつでもお参りすることができますが、法要等を行う場合は、他の方との日時の調整のため、事前に町へ御予約をお願いします。
- (5) お参りの際の供物、供花は必ずお持ち帰りください。
- (6) 愛玩動物合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還することができません。
また、町は愛玩動物合葬墓への焼骨の埋蔵に関する民事上の争いに関し、その責めを負いません。
- (7) 12月から3月までは藤崎町営墓地のトイレと水道が使用できません。
また、藤崎町営墓地内は、除雪を実施していません。